



平成29年1月18日  
海上保安庁

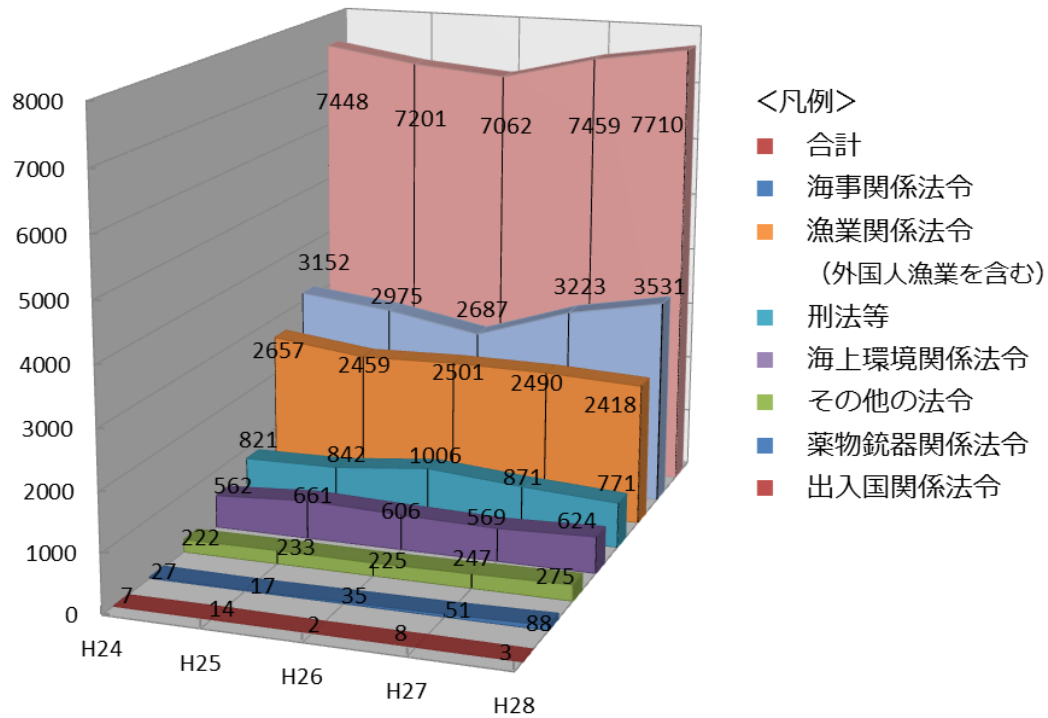
## 平成28年の海上犯罪取締りの状況

- ◇ 平成28年の海上犯罪の送致件数は、前年比251件(3.4%)増加の7,710件となり、平成23年以降、最多となりました。
- ◇ 各種法令別の送致件数の傾向としては、海事関係法令違反が平成24年以降減少していたところ、平成27年に増加に転じ、平成28年も3,531件と、前年比308件(9.6%)に増加したほか、漁業関係法令違反が2,418件で、前年比微減となったものの、平成21年以降、8年連続で2,000件を超える水準で推移しています。
- ◇ 各種法令別の送致件数の割合については、海事関係法令違反が45.8%と最も多く、次いで漁業関係法令違反(31.4%)、刑法犯等(10.0%)、海上環境関係法令違反(8.1%)等となっており、海事関係法令違反と海上環境法令違反の割合が微増しているものの、例年と比べ大きな変化はありません。

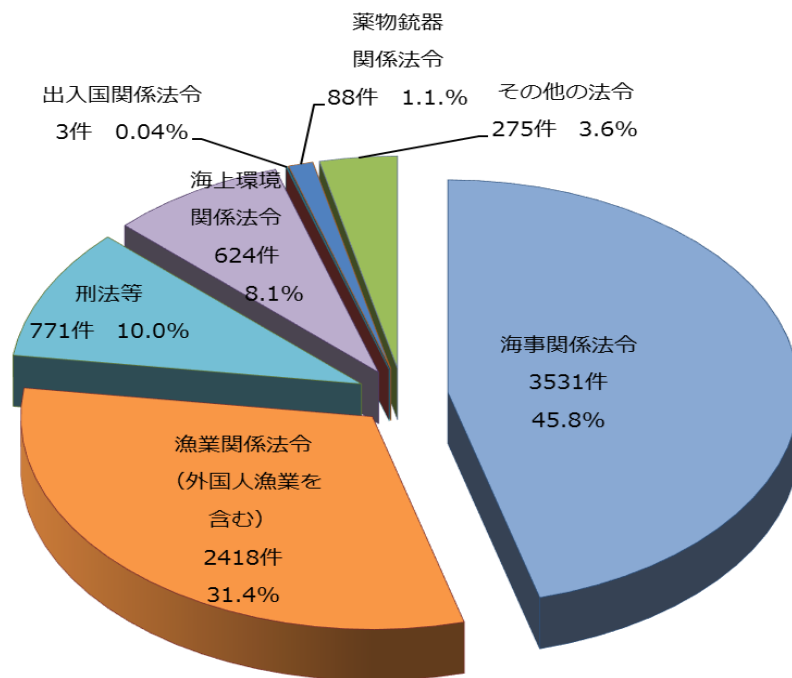
(送致件数の詳細は「別図」をご参照ください。)

- ◆ 各種法令別の具体的な内容については「別添1」を、注目すべき事件については「別添2」をご参照ください。

《法令別送致件数の推移(平成24年～平成28年)》



《法令別送致件数の構成比(平成28年)》



各種法令別取締り等の状況

1. 海事関係法令違反の取締り状況

海事関係法令違反の送致件数は 3,531 件で、増加に転じた前年に引続き、308 件(約 9.6%)増加しました。

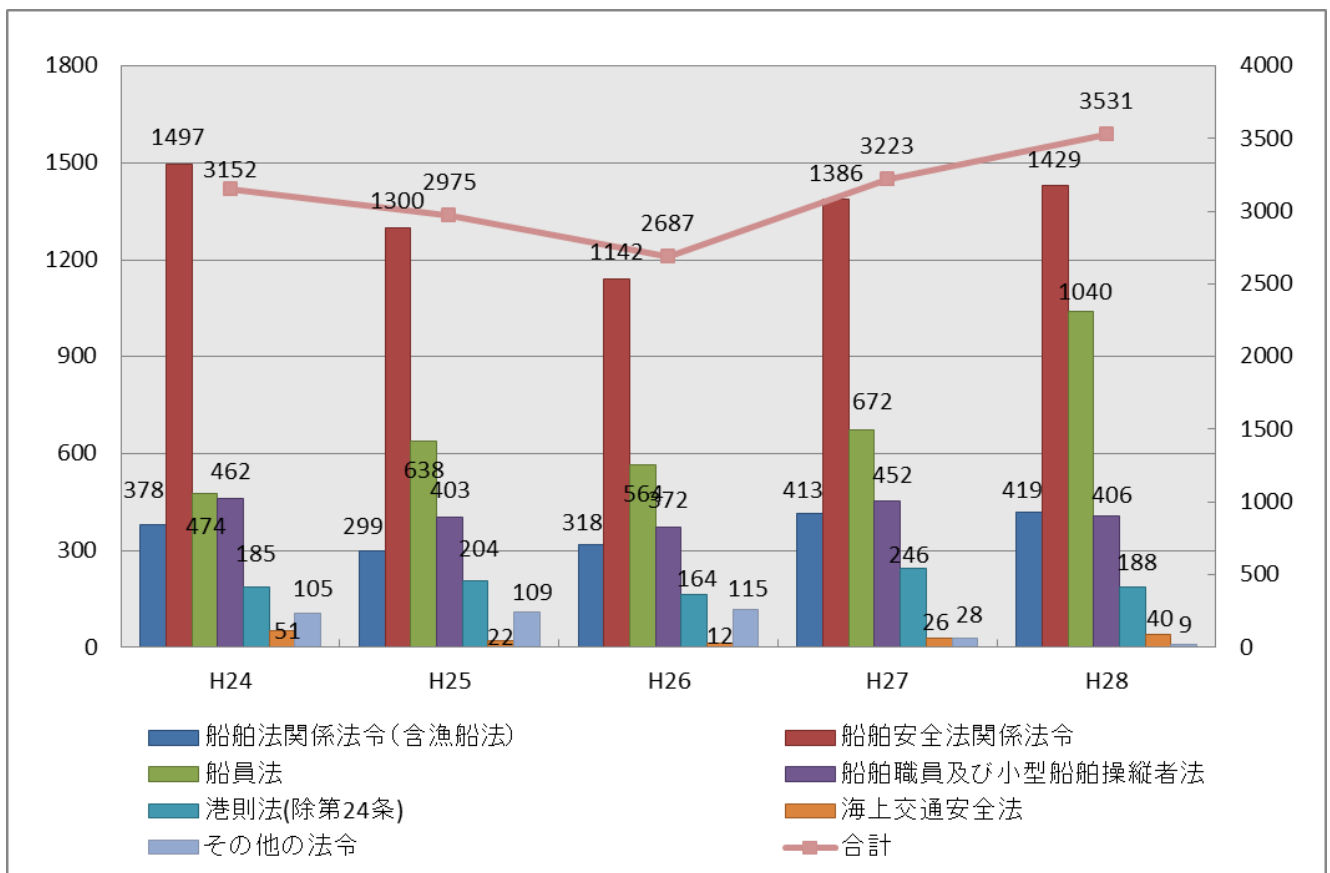
法令別では、船舶検査、定員、航行区域等を規定した船舶安全法関係法令違反の送致件数が 1,429 件で全体の約 40.5%を占め、次いで船員の労働条件等を規定した船員法違反が 1,040 件で全体の約 29.5%、船舶の登録等を規定した船舶法関係法令違反が 419 件で全体の 11.9%、船舶操縦者の資格等を規定した船舶職員及び小型船舶操縦者法違反が 406 件で全体の約 11.5%を占めています。

海上保安庁では、引き続き、無検査航行や無資格運航のような、海難の発生に結びつくおそれのある事犯の取締りに取り組んでいきます。

定員超過船舶の取締りの状況



《海事関係法令違反の法令別送致件数の推移》



## 2. 漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の取締り状況

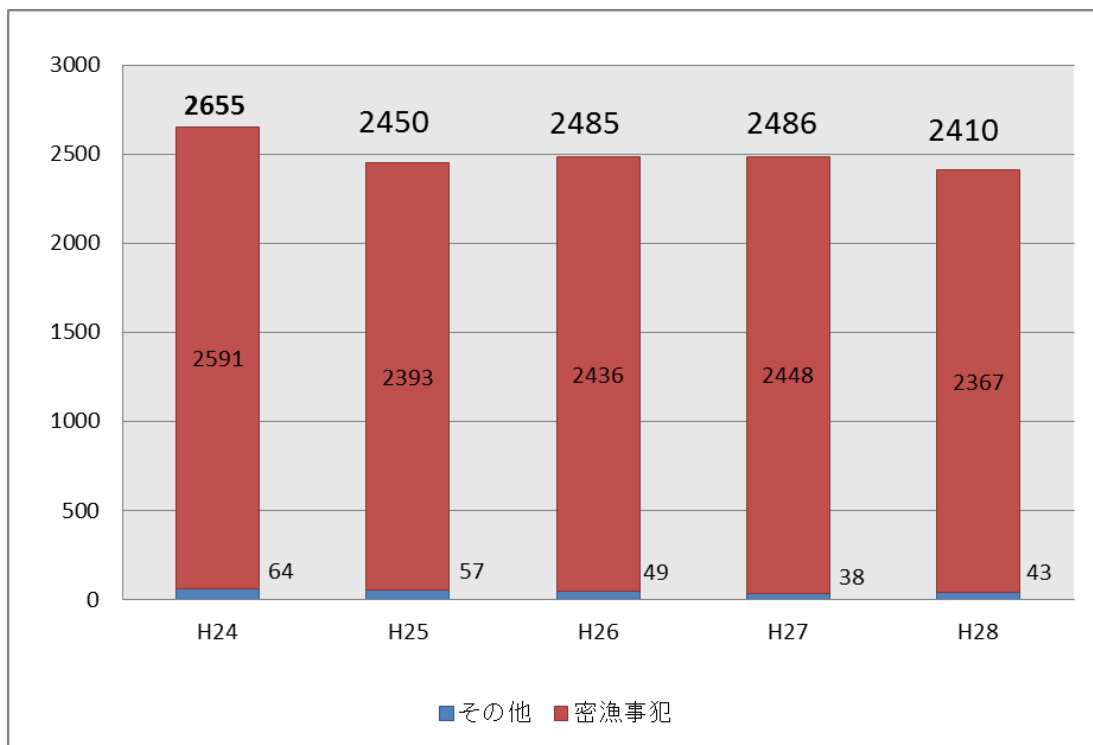
漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の送致件数は 2,410 件 で、前年と比較し 76 件減少 しました。

漁業関係法令の中でも無許可操業、区域・期間外操業等のいわゆる「密漁」事犯については、2,367 件(全体の約 98.2%、前年と比較し 81 件減少) を送致しており、平成 21 年以降 8 年連続で 2000 件を超える水準で推移しています。

なまこ密漁に使用された漁具等



《漁業関係法令違反(外国人漁業関係法令違反を除く。)の法令別送致件数の推移》



密漁の形態としては、一般市民による個人的な消費を目的としたものから、暴力団等が、資金獲得を目的として、組織的に取引価格の高い漁獲物を大量に採捕するような悪質なもので多岐にわたっています。

海上保安庁では、地元漁業者等からの要請を踏まえ、地域特性に応じた取締りを行うとともに、採証資機材等の充実を図り、今後も悪質な密漁事犯の取締りに取り組んでいきます。

### 3. 外国人漁業関係法令違反の取締り状況

外国人漁業関係法令違反の検挙隻数は7隻（前年3隻）であり、前年より4隻増加しました。法令別では、外国人漁業の規制に関する法律違反が2隻（領海内違法操業1隻、無許可寄港1隻）、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反が5隻（無許可操業4隻、立入検査忌避1隻）でした。

逃走する外国漁船を追跡する巡視船

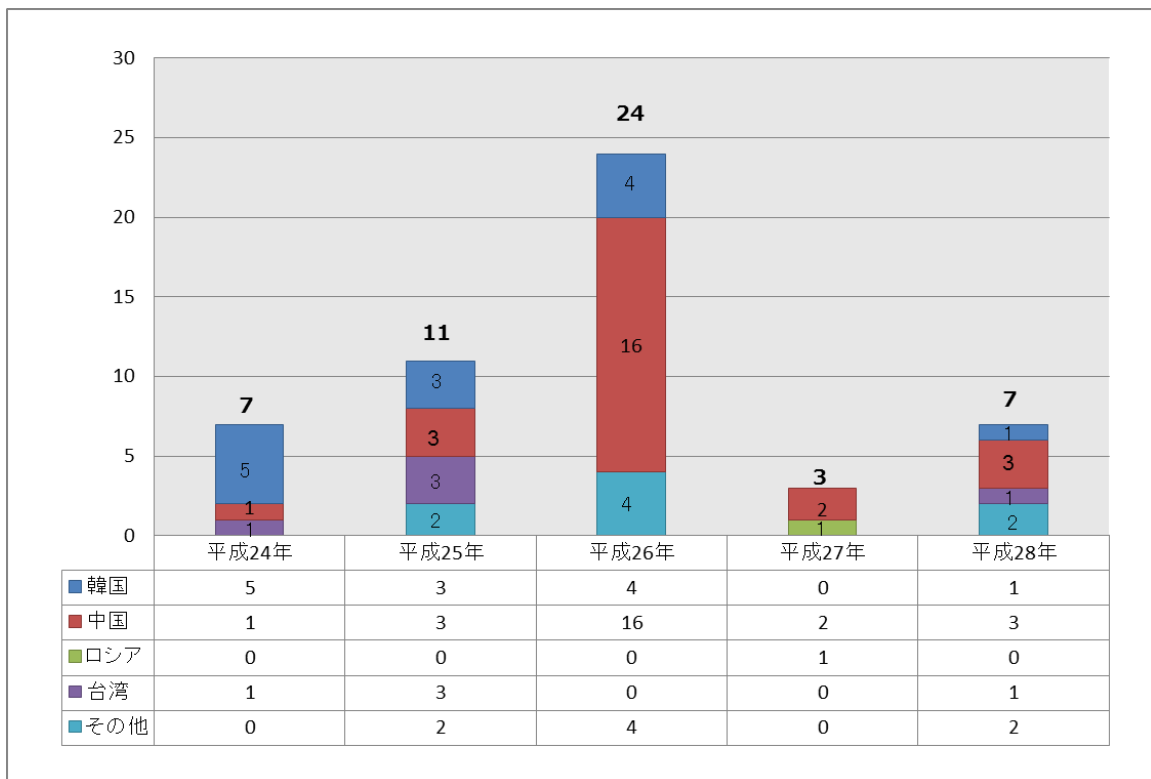


我が国周辺海域の豊富な水産資源を狙い、違法操業を行う外国漁船は後を絶ちません。

これら外国漁船による違法操業は、北海道、東北、九州、沖縄及び沖ノ鳥島周辺海域と広範囲で確認されており、取締りを逃れるため、夜陰に乗じて違法操業を行う、巡視船艇・航空機からの停船命令に従わず、ジグザグに逃走するなど、その態様は依然として悪質です。

海上保安庁では、引き続き、関係機関のほか漁業関係者や地域住民と連携し、厳正かつ的確な監視取締りに取り組んでいきます。

《外国漁船の国籍別検挙隻数の推移》



(単位：隻)

#### 4. 刑法犯の取締り状況

刑法犯の送致件数は 771 件 で、前年と比較し 100 件 (約 11.5%) 減少しました。  
 衝突や乗揚げ等、往来を妨害する罪が 620 件 (前年 657 件) で全体の約 80.4%、  
 乗船者を負傷させる等、過失傷害等の罪が 104 件 (前年 129 件) で全体の約 13.5% となっています。

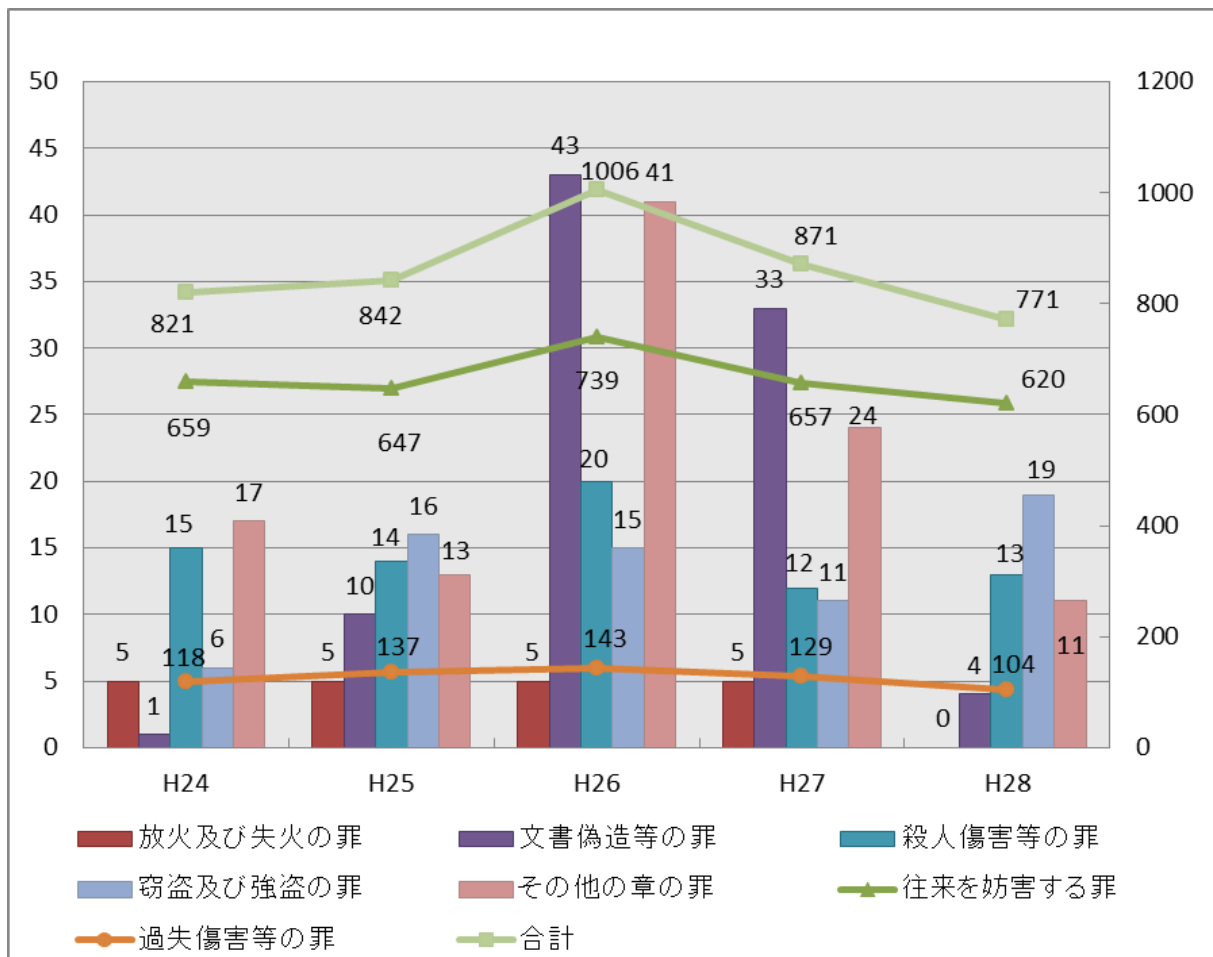
また、窃盗及び強盗の罪が 19 件 (前年 11 件) で全体の約 2.5%、  
 傷害等の罪が 13 件 (前年 12 件) で全体の 1.7% となっています。

海上保安庁では、衝突逃走事犯、船内傷害事犯、窃盗事犯等における証拠収集・保全・分析に迅速かつ的確に対応するため、鑑識・鑑定体制の強化や資機材の充実を図り、これらの犯罪に対し、的確に対応していきます。

衝突により沈没した貨物船



《刑法犯の罪種別送致件数の推移》





## 5. 海上環境関係法令違反の取締り状況

海上環境関係法令違反の送致件数は 624 件 で、前年と比較し 55 件 (約 9.7%) 増加しました。

法令別では、船舶からの油や有害液体物質の排出、廃船の投棄等を禁止する海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の送致件数が 372 件 で全体の約 59.6% を占め、次いで廃棄物の投棄等を禁止する廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反の送致件数が 199 件 で全体の約 31.9% を占めています。

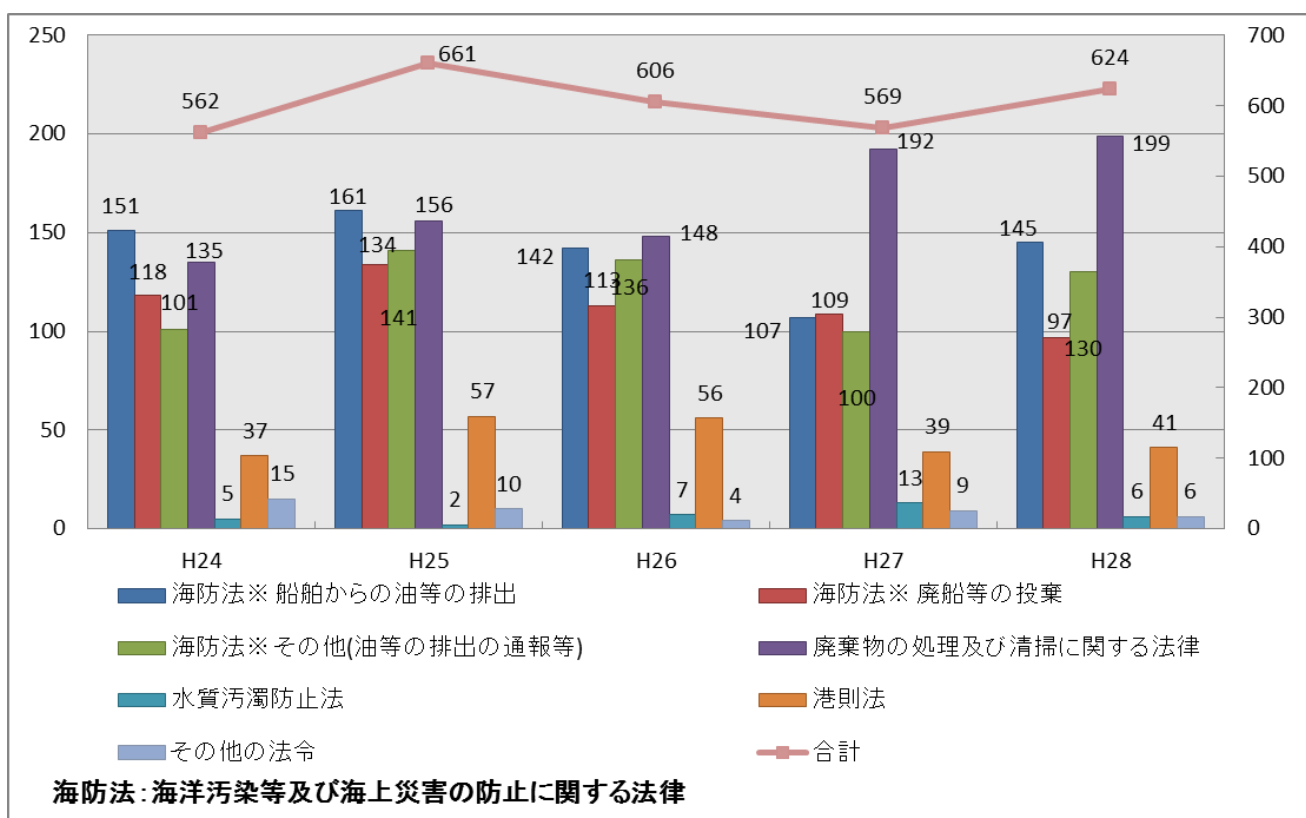
なお、外国船舶に対する油等の不法排出事犯の取締りについては、国際条約に基づく担保金の提供による釈放制度を適用しており、その結果、7 件 (前年 3 件) の油等の不法排出事犯について、担保金の提供を受けました。

海上保安庁では、引き続き関係機関や地域住民と連携・協力して、港内等における油や汚染水の不法排出事犯や廃棄物の不法投棄事犯の実態を把握するとともに、航空機の広域監視能力を活用し、外国船舶等による油等の不法排出事犯の監視を効率的に実施するなどして海上環境事犯の取締りに取り組んでいきます。

船舶から鉄鋳くずを投棄する状況



《海上環境関係法令違反の法令別送致件数の推移》



## 6. 出入国関係法令違反の取締り状況

平成 28 年の出入国関係法令違反の送致件数は 3 件で、前年と比較し 5 件減少しました。

近年、船舶による不法出入国事犯については、密航斡旋ブローカーの関与がうかがわれる数人規模の密航事件及び退去強制歴を有する船員が不法上陸した事件を摘発しており、小口・巧妙化の傾向が続いています。

詳細については、平成 29 年 1 月 18 日付、公表の「平成 28 年における密輸及び密航取締り状況について（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載）」をご参照ください。

## 7. 薬物・銃器関係法令違反の取締り状況

平成 28 年の薬物・銃器関係法令違反の送致件数は 88 件で、前年と比較し 37 件増加しました。

近年、海上からの覚醒剤の密輸事犯については、小型船舶を利用した洋上瀬取り（洋上における積荷の受渡し）、海上コンテナ貨物への隠匿等の手口により一度に大量の覚醒剤を密輸する事犯を相次いで摘発しているほか、クルーズ船に乗船した訪日外国人旅行者による国内持込みによる密輸事犯も摘発しています。このように、密輸手口の大口・巧妙化及び密輸ルートの多様化が見受けられ、国際犯罪組織が関与するものも発生しています。

詳細については、平成 29 年 1 月 18 日付、公表の「平成 28 年における密輸及び密航取締り状況について（海上保安庁ホームページ <http://www.kaiho.mlit.go.jp/>に掲載）」をご参照ください。



## 8. その他の法令違反の取締り状況

その他の法令違反の送致件数は、不法無線局の開設等の電波法違反 138 件をはじめとする 275 件で、前年と比較し 28 件(約 11.3%)増加しました。「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」については、船舶保安情報を適正に通報することなく入港した船舶について 7 件 (前年 5 件)を送致しました。

また、外国から本邦の港へ入港しようとする船舶等から、53,333 件(前年 53,911 件)の船舶保安情報の通報があり、これら船舶保安情報の通報のあった船舶のうち、同通報内容等から保安措置(船舶に義務づけられた自主警備)が適確に講じられているかどうかを調べる必要がある船舶 2,623 隻 (前年 2,194 隻) に対して海上保安官による立入検査を実施し、テロの危険のおそれの有無等について確認を行いました。その結果、問題のある船舶は認められず、入港禁止等の強制措置に至った例はありませんでした。

なお、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」については、60 隻 (前年 73 隻) の外国船舶に対して同法に基づく立入検査を実施しましたが、検挙に至った例はありませんでした。

海上保安庁は、引き続き国内におけるテロの発生及び我が国周辺海域における外国船舶の不審な行動を抑止するため、これらの法律を的確に運用して、我が国及び周辺海域の治安の確保に万全を期していきます。

**注目すべき事件****【漁業関係法令】****○ 暴力団関係者による「なまこ」潜水器密漁事件（留萌海上保安部）**

平成 28 年 7 月、留萌海上保安部は、内偵捜査の結果、密漁グループが、ゴムボートを使用し、苫前町沖合において組織的に潜水器密漁を行っている事実を突き止め、密漁現場から帰着したところを急襲し、漁業法違反（無許可漁業）等の容疑で 6 名を現行犯逮捕、「なまこ」約 100 k g を押収するとともに、逃走していた共犯者 2 名も同容疑で通常逮捕し、さらに、同密漁グループのなまこ密漁と知りながら、なまこを買い受けていた暴力団組員等 2 名も同幫助の容疑で通常逮捕しました。

**○ 寿都町沿岸における「なまこ」潜水器密漁事件（小樽海上保安部）**

平成 28 年 6 月、小樽海上保安部は、内偵捜査の結果、密漁グループがゴムボートを使用して、寿都町沿岸において、常習的に潜水器密漁を行っている事実を突き止め、密漁物を陸揚げしているところを急襲し、北海道海面漁業調整規則違反（無許可操業により採捕した漁獲物の所持禁止）の容疑で、7 名を現行犯逮捕するとともに、「なまこ」約 500 k g を押収、7 月までに逃走していた共犯者 3 名も同容疑で通常逮捕しました。

**【外国人漁業関係法令】****○ 長崎県佐世保市宇久島沖における韓国籍漁船による領海内違法操業事件（佐世保海上保安部）**

平成 28 年 4 月、しょう戒中の巡視艇が、長崎県佐世保市宇久島北西の領海内において、操業中の韓国籍はえ縄漁船を発見し、外国人漁業の規制に関する法律違反（違法操業）の容疑で、同船船長（韓国人）を現行犯逮捕しました。

**○ 北海道宗谷岬沖におけるカンボジア籍漁船による我が国排他的経済水域内無許可操業事件（紋別海上保安部）**

平成 28 年 12 月、しょう戒中の巡視船が、北海道宗谷岬東方の我が国排他的経済水域内で操業中のカンボジア籍かに籠漁船を発見し停船を求めたが、同漁船が逃走したため、巡視船及び航空機により追跡・停船させ、排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反（無許可操業）の容疑で、同船船長（ロシア人）を現行犯逮捕しました。

## 【刑法犯】

### ○プレジャーボート窃盗事件（岩国海上保安署）

平成 28 年 1 月、岩国海上保安署は、プレジャーボート（200 万円相当）1 隻が盗まれたとの被害届を受け、同船の捜索を実施したところ、係留地から約 60 キロメートル離れた場所で船体が塗り替えられた同船を発見し、その後の捜査の結果、窃盗の容疑で、男性 1 名を通常逮捕しました。

### ○韓国籍コンテナ船による漁船に対する衝突逃走死亡事件（徳山海上保安部）

平成 28 年 2 月、徳山海上保安部は、地元漁協から、所属漁船が漁に出たまま戻ってこないとの通報を受けたことから、巡視船等を発動して捜索中、転覆状態の漁船を発見し、船内から同船船長を発見、救助するも病院で死亡が確認された。転覆した漁船を調べたところ、船体外板に衝突したとみられる痕跡があったことから、当時の付近航行船舶の調査を実施したところ、別の海域を航行中の韓国籍コンテナ船が捜査線上に浮上し、同船の船首部に擦過傷及び塗料の付着を認めたことから、乗員から事情聴取した結果、同船二等航海士が適切な見張りを怠り漁船と衝突したことが判明、業務上過失致死等の容疑で、同船二等航海士を通常逮捕しました。

## 【海上環境関係法令】

### ○遊漁船ビルジ不法排出事件（小樽海上保安部）

平成 28 年 6 月、小樽海上保安部は、小樽港内に浮流油を認めたことから排出源を調査した結果、港内係留中の遊漁船から排出されたものであることを特定し、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の容疑で、同船船長を検挙しました。また、その後の捜査により、過去 5 年間にわたり常習的にビルジを排出していたことが判明しました。

### ○外国籍貨物船廃棄物不法排出事件（和歌山海上保安部）

平成 28 年 3 月、関西空港海上保安基地の航空機がしょう戒中、紀伊水道を北上中の外国籍貨物船の甲板上において作業員 4 名がスコップを使用し砂の様なものを海上に投棄するのを認めたことから、同船を和歌山港内に錨泊させ、和歌山海上保安部にて関係者から事情聴取した結果、荷揚げしたのち貨物艙に残っていた鉄鉤くずを袋に詰めて甲板上に置いていたが、作業の邪魔になるため、同鉄鉤くず約 31.2 キログラムを海上に投棄したことが判明、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律違反の容疑で、同 4 名に対し国際条約に基づく担保金の提供による釈放制度を適用した捜査を実施しました。